

「伊勢市版事業継続支援金」のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年12月から令和3年3月のいずれかの月の売上が前年同月と比較して30%以上減少している中小企業者・小規模企業者（個人事業者を含む。）等のうち、国の「一時支援金」または三重県の「三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金」を受けられなかった事業者の皆さんに、支援金を支給します。

対象

市内に本店を有する中小企業等、または市内に住所を有する個人事業者

支給額

減収額が10万円以上の場合 一律10万円

減収額が5万円以上10万円未満の場合 一律5万円

※支給額の算出方法については、裏面をご覧ください。

主な要件

- ・市内に本店を有する中小企業等、または市内に住所を有する個人事業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと。また、令和2年11月30日までに市内に登録され、引き続き住所を有していること。
- ・令和2年11月30日までに事業を開始しており、支援金支給後も事業を継続する意思があること。
- ・令和2年12月から令和3年3月のうち、任意の1か月の売上が、前年同月と比較して、30%以上減少しており、対象期間の減収額が5万円以上であること。
- ・国が実施する「一時支援金」を受けないこと、また、三重県が実施する「三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金」を受けていないこと。

申請要領及び申請書の入手方法

1 伊勢市のホームページからダウンロードしてください。

2 以下の施設にて入手できます。

- ①伊勢商工会議所 伊勢市版事業継続支援金事務局（伊勢市岩渕1丁目7番17号）
- ②伊勢市役所商工労政課（伊勢市岩渕1丁目7番29号 東館3階 306窓口）
- ③各総合支所または各支所

※①は午前9時から午後5時まで（平日のみ）、②・③は午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）となります。また、申請についてのご相談は、①のみとなります。

申請期間

令和3年4月27日（火）から令和3年6月30日（水）まで（当日消印有効）

持参または郵送にて伊勢商工会議所（伊勢市版事業継続支援金事務局）までご提出ください。

※本事業は、申請受付・相談に係る業務を伊勢商工会議所へ委託しています。

問い合わせ先：伊勢商工会議所 伊勢市版事業継続支援金事務局
〈郵便番号〉 516-0037
〈住所〉 伊勢市岩渕1丁目7番17号
〈電話〉 0596-63-6090
〈受付時間〉 9：00～17：00（平日のみ）

※令和3年4月27日（火）
より開設

支給額の算出方法について

(例) 個人事業者で確定申告書が青色

※新型コロナウイルス感染症対策として、国または地方公共団体から交付される給付金等の現金給付は事業収入から除いて計算してください。

算定事例：令和3年1月を対象月とする場合

対象月の 前年同月の売上	令和元年12月	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	確定申告 の数字
	60	50	50	50	
対象月の売上	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月	売上台帳 の数字
	40	30	30	40	

単位：万円

①減少率の計算

減少率の要件を満たしているか確認してください

(ア)令和3年1月(対象月)の事業収入：30万円

(イ)令和2年1月(対象月の前年同月)の事業収入：50万円

売上の減少率

$$\frac{(イ)50万円 - (ア)30万円}{(イ)50万円} \times 100 = 40\%$$

(小数点以下切り捨て)

②減収額の計算

支給額を算出するために、減収額を確認してください

＝令和元年12月から令和2年3月の4か月間の売上合計－令和2年12月から令和3年3月の売上が30%以上減少した月の売上×4か月

(ア)令和3年1月(対象月)の事業収入：30万円

(ウ)令和元年12月から令和2年3月の4か月間の事業収入合計：210万円

売上の減収額 (4か月分の事業収入を比較)

$$(ウ)210万円 - (ア)30万円 \times 4か月 = 90万円$$

③支給額の確認

90万円 ≥ 10万円のため、支給額は10万円

参考：支給額算出

減収額が10万円以上 → 10万円

減収額が5万円以上10万円未満 → 5万円

減収額が5万円未満 → 支給対象外

※上記内容は一例となります。詳細につきましては、申請要領をご確認ください。